

平成 31 年第 1 回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

# 議案参考資料

愛知県後期高齢者医療広域連合



## 目 次

同意第 1 号	副広域連合長の選任に関し同意を求めることについて . . . . .	1
議案第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について . . . . .	3
議案第 2 号	後期高齢者医療に関する条例の一部改正について . . . . .	5
議案第 3 号	平成30年度一般会計補正予算（第 2 号）について . . . . .	13
議案第 4 号	平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）に ついて . . . . .	17
議案第 5 号 議案第 6 号	平成31年度予算の概要について . . . . .	21



略 歴 書

現 住 所 知多郡阿久比町大字植大字前崎 46 番地

たけうち けいじ  
竹内 啓二

昭和 29 年 5 月 18 日生

略 歴

平成 14 年 12 月	}	阿久比町長
平成 18 年 12 月		
平成 18 年 12 月	}	阿久比町長
平成 22 年 12 月		
平成 22 年 12 月	}	阿久比町長
平成 26 年 12 月		
平成 26 年 12 月	}	阿久比町長
平成 30 年 12 月		
平成 30 年 12 月	}	阿久比町長
現 在		



## 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

## 1 概要

長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が平成31年4月1日に一部施行されることを踏まえ、国家公務員については人事院規則の改正等が進められている。当広域連合の職員についても同様の規定の整備を行うため、改正するもの。

## 2 改正内容

超過勤務命令を行うことができる上限を定めるなど所要の措置を講じることができるよう、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に基づき規則で定めることとする。

## 3 施行日

平成31年4月1日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正  
新旧対照表

改正前	改正後
(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第7条 (略) 2 (略)	(正規の勤務時間以外の時間における勤務) 第7条 (略) 2 (略) <u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u>

(附則)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。



## 後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

## 1 概要

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）の一部改正による保険料の被保険者均等割額の軽減判定に用いる所得基準額の引上げに伴い、これと同様の改正をするもの。

また、「今後の社会保障改革の実施について」（平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部（本部長：内閣総理大臣）決定）（※）を踏まえた保険料軽減特例の見直しに伴い、被保険者均等割額の軽減措置について所要の改正をするもの。

※ 被保険者均等割額の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充及び年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施することとされた。

↑ 900億円

## 2 改正内容

## (1) 被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて

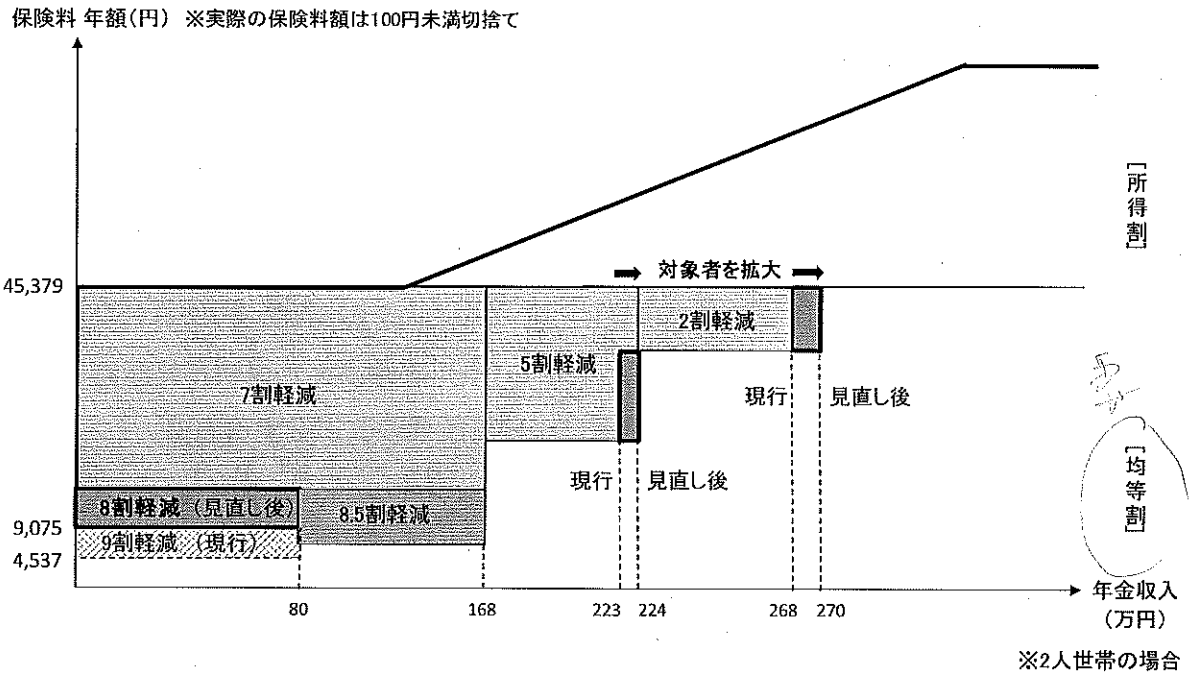
区分	現行	改正後
5割軽減	33万円+27万5,000円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

## (2) 保険料軽減特例の見直しについて

区分	現行 (該当者数 ※)	改正後		
		2019年度 (平成31年度)	2020年度	2021年度
低所得者に対する 被保険者均等割額	9割軽減 (162,926人)	8割軽減	7割軽減 (本則)	
	8.5割軽減 (158,633人)	据え置き	7.75割軽減	7割軽減 (本則)

※ 平成30年度確定賦課時点（総数924,807人）

【 改正イメージ (平成 31 年度) 】



3 施行日

平成 31 年 4 月 1 日

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第 15 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(1)の 2 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額の対象となる被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第 15 条第 1 項第 6 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない世帯に属する被保険者前号に定める額に当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を加えて得た額</u></p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、<u>前 2 号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>27</u></p>	<p>(所得の少ない者に係る保険料の減額)</p> <p>第 15 条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度の賦課期日において、<u>前号</u>の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に <u>28 万</u></p>

万 5,000 円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前 3 号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 50 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（第 16 条第 1 項の規定により減額される被保険者を除く。） 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額

2・3 (略)

附 則

(平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 3 条 平成 29 年度における保険料の賦課総額の算定について第 13 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 15 条又は第 16 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 29 年度においては第 15 条若しくは第 16 条又は附則第 4 条から第 6 条までに規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 5 を乗じて得た額

- (3) 当該年度の賦課期日において、前 2 号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第 2 項に規定する金額に当該世帯に属する被保険者の数に 51 万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（第 16 条第 1 項の規定により減額される被保険者を除く。） 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に 10 分の 2 を乗じて得た額

2・3 (略)

附 則

(平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 3 条 平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定について第 13 条の規定を適用する場合においては、同条中「第 15 条又は第 16 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 31 年度においては第 15 条若しくは第 16 条又は附則第 4 条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第 4 条 当分の間、平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 15 条第 1 項第 1 号の規定を適用する場合においては、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、平成 29 年度以降の各年度における所得の少ない者に係る保険料の減額について第 15 条第 1 項第 1 号の 2 の規定を適用する場合には、適用しない。

(平成 29 年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例)

第 5 条 平成 29 年度における基礎控除後の総所得金額等が 58 万円を超えない被保険者に対して賦課する所得割額は、当該被保険者につき算定した所得割額から当該所得割額に 10 分の 2 を乗じて得た額を控除して得た額とする。

2 前項の規定により算定した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(平成 31 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第 4 条 平成 31 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者であつて、賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第 15 条第 1 項第 6 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がないものについての第 15 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 分の 7」とあるのは、「10 分の 8」と読み替えるものとする。

2 平成 31 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者であつて、前項の規定が適用されないものについての第 15 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 分の 7」とあるのは、「20 分の 17」と読み替えるものとする。

(平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 5 条 平成 32 年度における保険料の賦課総額の算定について第 13 条の規定を適用する場合には、同条中「第 15 条又は第 16 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 32 年度においては第 15 条若しくは第 16 条又は附則第 6 条に規定する基準に従い」と読み替えるものとする。

(平成 29 年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の賦課の特例)

第 6 条 平成 29 年度における被扶養者であつた被保険者に係る保険料の減額について第 16 条の規定を適用する場合においては、同条第 1 項中「被保険者（前条第 1 項第 1 号から第 2 号までの規定による減額がされない被保険者に限る。）について、法第 52 条各号の規定のいずれかに該当するに至つた日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限り、当該被扶養者であつた被保険者」とあるのは「被保険者（前条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 の規定による減額がされない被保険者に限る。）」と、「10 分の 5」とあるのは「10 分の 7」と読み替えるものとする。

(平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定の特例)

第 7 条 平成 30 年度及び平成 31 年度における保険料の賦課総額の算定について第 13 条の規定を適用する場合には、同条中「第 15 条又は第 16 条に規定する基準に従い」とあるのは、「平成 30 年度においては第 15 条若しくは第 16 条又は附則第 4 条若しくは第 8 条に規定する基準に従い、平成 31 年度においては第 15 条若しくは第 16 条又は附則第 4 条に規定する基準に従い、とし、「あつては、」とあるのは「あつては、それぞれ」と読み替えるものとする。

(平成 32 年度における所得の少ない者に係る保険料の賦課額の特例)

第 6 条 平成 32 年度において第 15 条第 1 項第 1 号の規定が適用される被保険者（賦課期日に、当該被保険者及びその属する世帯の他の被保険者が令第 15 条第 1 項第 6 号に規定する各種所得の金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額がない被保険者を除く。）についての第 15 条第 1 項第 1 号の規定の適用については、同号中「10 分の 7」とあるのは、「40 分の 31」と読み替えるものとする。

(平成 30 年度における被扶養者であ  
った被保険者に係る保険料の賦課の特  
例)

第 8 条 平成 30 年度における被扶養者  
であった被保険者に係る保険料の減額  
について第 16 条の規定を適用する場  
合においては、同条第 1 項中「限る。)  
について、法第 52 条各号の規定のい  
れかに該当するに至った日の属する月  
以後 2 年を経過する月までの間に限  
り、当該被扶養者であった被保険者」  
とあるのは、「限る。)」と読み替える  
ものとする。

(附則)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 30 年度分までの保険料については、なお従前の例による。





## 平成30年度一般会計補正予算（第2号）について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
2,016,564	2,782	2,019,346

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	1 分担金及び負担金	1 負担金	1 市町村負担金	△29,390	①事務費負担金	歳入④による減額
	2 国庫支出金	1 国庫補助金	1 民生費補助金	1,312	②後期高齢者医療制度事業費補助金	歳出⑤⑥に充当
				1,470	③調整交付金	歳出⑥に充当
	5 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	29,390	④前年度繰越金	歳入①への補填
	歳入計			2,782		
歳出	3 民生費	1 社会福祉費	1 老人福祉費	395	⑤資格賦課管理費	財源は歳入②
				2,387	⑥給付管理費	財源は歳入②③
	歳出計			2,782		

### 3 歳入予算説明

#### ① 事務費負担金

(款) 1 分担金及び負担金 (項) 1 負担金 (目) 1 市町村負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
1,721,919	△29,390	1 事務費負担金	事務費負担金

歳入「④前年度繰越金」を本年度の市町村の事務費負担金へ補填することにより減額。

#### ② 後期高齢者医療制度事業費補助金、③ 調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫補助金 (目) 1 民生費補助金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
223,485	2,782	1 老人福祉費補助金	後期高齢者医療制度事業費補助金 1,312 調整交付金 1,470

「②後期高齢者医療制度事業費補助金」は、保険料収納対策に要する経費及び歯科健康診査に要する経費の増額に伴い、国から交付される補助金の増額が見込まれるため予算措置するもので、歳出「⑤資格賦課管理費」及び歳出「⑥給付管理費」に充当。

「③調整交付金」は、歯科健康診査に要する経費のうち「②後期高齢者医療制度事業費補助金」における補助上限額を上回る額について、国から特別調整交付金が交付されるため予算措置するもので、歳出「⑥給付管理費」に充当。

#### ④ 前年度繰越金

(款) 5 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
71,003	29,390	1 前年度繰越金	前年度繰越金

平成 29 年度決算における歳入歳出差引額のうち、平成 30 年度予算未計上額を予算措置するもので、歳入「①事務費負担金」に補填。

#### 4 歳出予算説明

##### ⑤ 資格賦課管理費、⑥ 給付管理費

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費 (目) 1 老人福祉費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
759,455	2,782	19 負担金、補助及び交付金	資格賦課管理費 395 給付管理費 2,387

「⑤資格賦課管理費」は、4市が実施する保険料収納対策への補助に要する経費1,616千円のうち予算が不足する額395千円について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」を財源として予算措置するもの。

「⑥給付管理費」は、30市町村が実施する歯科健康診査への補助に要する経費11,114千円のうち予算が不足する額2,387千円について、歳入「②後期高齢者医療制度事業費補助金」及び歳入「③調整交付金」を財源として予算措置するもの。



## 平成30年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について

## 1 概要 (千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
826,778,557	17,070,157	843,848,714

## 2 総括表 (千円)

	款	項	目	補正額	説明	備考
歳入	1 市町村支出金	1 市町村負担金	2 療養給付費負担金	1,666,679	①療養給付費負担金 現年度分	歳出⑨⑩ に充当 (⑤は⑥ と相殺)
	2 国庫支出金	1 国庫負担金	1 療養給付費負担金	9,238,367	②療養給付費負担金 現年度分	
			2 高額医療費負担金	190,245	③高額医療費負担金	
	3 県支出金	1 県負担金	1 療養給付費負担金	△83,547	⑤療養給付費負担金 現年度分	
			2 高額医療費負担金	190,245	⑥高額医療費負担金	
	4 支払基金交付金	1 支払基金交付金	1 後期高齢者交付金	2,250,550	⑦後期高齢者交付金 現年度分	
	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	3,288,908	⑧前年度繰越金	
歳入計				17,070,157		
歳出	1 保険給付費	1 療養諸費	1 療養給付費	4,265,374	⑨療養給付費	財源は歳入 ①～⑦
	7 予備費	1 予備費	1 予備費	12,804,783	⑩予備費	財源は歳入 ①～⑧
	歳出計				17,070,157	

### 3 歳入予算説明

#### ① 療養給付費負担金現年度分

(款) 1 市町村支出金 (項) 1 市町村負担金 (目) 2 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
61,970,478	1,666,679	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ② 療養給付費負担金現年度分

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 1 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
185,170,268	9,238,367	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ③ 高額医療費負担金

(款) 2 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
3,241,193	190,245	1 高額医療費負担金	高額医療費負担金

#### ④ 調整交付金

(款) 2 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金 (目) 1 調整交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
51,022,293	328,710	1 調整交付金	調整交付金

#### ⑤ 療養給付費負担金現年度分

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 1 療養給付費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
61,883,713	△83,547	1 現年度分	療養給付費負担金現年度分

#### ⑥ 高額医療費負担金

(款) 3 県支出金 (項) 1 県負担金 (目) 2 高額医療費負担金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
3,264,678	190,245	1 高額医療費負担金	高額医療費負担金

#### ⑦ 後期高齢者交付金現年度分

(款) 4 支払基金交付金 (項) 1 支払基金交付金 (目) 1 後期高齢者交付金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
337,933,955	2,250,550	1 現年度分	後期高齢者交付金現年度分

療養給付費等の補正に伴い、医療費の公費負担及び後期高齢者交付金において歳入見込額が当初予算額より増加するもの及び当該年度中に収入が見込めず減少するものが生じたことから、必要な予算措置を行うもの。

⑧ 前年度繰越金

(款) 8 繰越金 (項) 1 繰越金 (目) 1 繰越金 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
26,612,620	3,288,908	1 前年度繰越金	前年度繰越金

平成 29 年度決算における歳入歳出差引残額のうち、平成 30 年度予算未計上額を予算措置するもの。

※ 平成 29 年度決算歳入歳出差引残額	29,901,528 千円
－ 平成 30 年度予算現額	26,612,620 千円
	3,288,908 千円

4 歳出予算説明

⑨ 療養給付費

(款) 1 保険給付費 (項) 1 療養諸費 (目) 1 療養給付費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
754,454,819	4,265,374	19 負担金、補助及び交付金	療養給付費

療養給付費が当初予算より増加する見込みとなったことから、必要な予算措置を行うもの。

※ 被保険者一人当たり医療給付費 (年額) 861,658 円 → 866,586 円

⑩ 予備費

(款) 7 予備費 (項) 1 予備費 (目) 1 予備費 (千円)

補正前の額	補正額	節	説明
7,371,526	12,804,783	29 予備費	予備費

歳入の①から⑦までの医療費の公費負担及び後期高齢者交付金の予算措置により今回補正予算に計上した額から歳出「⑨療養給付費」への充当分を除いた額を計上するもの。  
…9,515,875 千円

歳入「⑧前年度繰越金」が確定したことによる平成 29 年度決算における剰余金残額を計上するもの。  
…3,288,908 千円





## 平成 31 年度予算の概要について

## 1 予算編成方針

当広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等についての的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

## 2 会計別予算額

平成 31 年度当初予算（案）としては、一般会計は、市町村からの負担金や国の補助金等を歳入とし、職員人件費を始めとする事務局運営経費及び給付管理業務を始め後期高齢者医療制度の実施に要する事務的経費等を歳出として計上しております。

また、後期高齢者医療特別会計は、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入とし、保険給付費、保健事業費等を歳出として計上しております。

予算規模は、平成 30 年度に実施する標準システム及び庁内 LAN の機器更改が完了することなどから、一般会計が 1,633,105 千円で前年度当初予算 2,008,561 千円に対して 375,456 千円の減少、前年度比では 81.31%となり、各月末平均被保険者数が 959,842 人と前年度比 103.25%となる見込みであることなどから、後期高齢者医療特別会計は 835,865,172 千円で前年度当初予算 813,735,107 千円に対して 22,130,065 千円の増加、前年度比 102.72%となります。

会 計 名	平成 31 年度当初 (案)	平成 30 年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一 般 会 計	1,633,105	2,008,561	81.31
後期高齢者医療特別会計	835,865,172	813,735,107	102.72
合 計	837,498,277	815,743,668	102.67

## (1) 一般会計

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,279,681 千円、調整交付金等の国庫支出金 192,168 千円です。

また、歳出の主なものは、一般管理費、電算システム維持管理費等の総務費 851,896 千円、給付管理費等の民生費 776,115 千円です。

### ○歳入

款	平成 31 年度当初(案)		平成 30 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1 分担金及び負担金	1,279,681	78.36	1,721,919	85.73	△442,238	74.32	市町村負担金
2 国庫支出金	192,168	11.76	223,485	11.13	△31,317	85.99	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
5 繰越金	160,000	9.80	63,000	3.13	97,000	253.97	
6 諸収入	1,254	0.08	155	0.01	1,099	809.03	
合計	1,633,105	100	2,008,561	100	△375,456	81.31	

#### 1 分担金及び負担金

予算額は 1,279,681 千円で、広域連合構成市町村からの事務費負担金です。前年度と比較し 442,238 千円の減となっております。大幅な減額となった理由は、平成 30 年度に実施する標準システム及び庁内 LAN の機器更改が完了することによるものです。

#### 2 国庫支出金

予算額は 192,168 千円で、内訳は後期高齢者医療制度事業費補助金及び調整交付金です。前年度と比較し 31,317 千円の減となっています。減額の理由は、市町村が実施する人間ドック等に対する調整交付金による助成が縮小されたことによるものです。

#### 3 寄附金

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

4 繰入金

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5 繰越金

予算額は160,000千円で、前年度と比較し97,000千円の増となっております。

6 諸収入

予算額は1,254千円で、預金利子等です。前年度と比較し、1,099千円の増となっております。増額の理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料を見込んだことによるものです。

○歳出

款	平成 31 年度当初(案)		平成 30 年度当初		比 較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
1議会費	千円 4,093	% 0.25	千円 4,061	% 0.20	千円 32	% 100.79	
2総務費	851,896	52.17	1,252,047	62.34	△400,151	68.04	一般管理費・電算システム維持管理費
3民生費	776,115	47.52	751,452	37.41	24,663	103.28	給付管理費
4公債費	1	0.00	1	0.00	0	100	
5予備費	1,000	0.06	1,000	0.05	0	100	
合 計	1,633,105	100	2,008,561	100	△375,456	81.31	

1 議会費

予算額は 4,093 千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。前年度と比較し 32 千円の増となっております。

2 総務費

予算額は 851,896 千円で、主なものは、一般管理費中の派遣職員人件費負担金並びに電算システム維持管理費中の電算システム運用保守委託料です。前年度と比較し 400,151 千円の減となっております。大幅な減額となった理由は、平成 30 年度に実施する標準システム及び庁内 LAN の機器更改が完了することによるものです。

3 民生費

予算額は 776,115 千円で、主なものは、給付管理費中の給付管理事務委託料及び支給決定通知等を送付するための通信運搬費です。前年度と比較し 24,663 千円の増となっております。

人口増加に伴う

(前年度からの主な変更点)

- ・重症化予防啓発事業及び多剤投薬啓発事業の新設（一定の条件に該当する被保険者へ啓発リーフレットを送付）

4 公債費

予算額は前年度と同額の 1 千円となっております。

5 予備費

予算額は前年度と同額の 1,000 千円となっております。

## (2) 後期高齢者医療特別会計

歳入の主なものは、国庫支出金 250,531,055 千円、現役世代からの支援分である支払基金交付金 350,440,243 千円です。

また、歳出の主なものは、保険給付費 831,893,180 千円です。

### ○歳入

款	平成 31 年度当初 (案)		平成 30 年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	158,442,277	18.96	152,646,821	18.76	5,795,456	103.80	保険料等負担金・療養給付費負担金
2 国庫支出金	250,531,055	29.97	242,708,958	29.83	7,822,097	103.22	療養給付費負担金・調整交付金 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金
3 県支出金	67,290,896	8.05	64,964,616	7.98	2,326,280	103.58	療養給付費負担金
4 支払基金交付金	350,440,243	41.92	337,933,955	41.53	12,506,288	103.70	後期高齢者交付金
5 特別高齢医療費共同事業交付金	317,324	0.04	277,344	0.03	39,980	114.42	
6 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100	
7 繰入金	3,019	0.00	4,174	0.00	△1,155	72.33	一般会計繰入金
8 繰越金	7,371,526	0.88	14,000,000	1.72	△6,628,474	52.65	
9 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100	
10 諸収入	1,468,830	0.18	1,199,237	0.15	269,593	122.48	第三者納付金
歳入合計	835,865,172	100	813,735,107	100	22,130,065	102.72	

#### 1 市町村支出金

予算額は 158,442,277 千円で、市町村が被保険者から徴収する保険料及び療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 5,795,456 千円の増となっております。

#### 2 国庫支出金

予算額は 250,531,055 千円で、主なものは、療養給付費等の法定負担金、調整交付金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金です。前年度と比較し 7,822,097 千円の増となっております。

(前年度からの主な変更点)

- ・保険料軽減特例の見直しに伴う高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の減

#### 3 県支出金

予算額は 67,290,896 千円で、療養給付費等の法定負担金です。前年度と比較し 2,326,280 千円の増となっております。

4 支払基金交付金

予算額は 350,440,243 千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し 12,506,288 千円の増となっております。

5 特別高額医療費共同事業交付金

予算額は 317,324 千円で、レセプト 1 件当たり 400 万円を超える医療費について国保中央会から交付される交付金です。前年度と比較し 39,980 千円の増となっております。

6 寄附金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

7 繰入金

予算額は 3,019 千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。前年度と比較し 1,155 千円の減となっております。

8 繰越金

予算額は 7,371,526 千円で、平成 30 年度決算剰余金見込を計上するものです。前年度と比較し 6,628,474 千円の減となっております。

2年1130  
140億当初予算比

9 県財政安定化基金借入金

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

10 諸収入

予算額は 1,468,830 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。前年度と比較し 269,593 千円の増となっております。

## ○歳出

款	平成31年度当初(案)		平成30年度当初		比較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 保険給付費	831,893,180	99.52	802,596,460	98.63	29,296,720	103.65	療養給付費・高額療養費
2 県財政安定化基金拠出金	7,652	0.00	7,652	0.00	0	100	
3 特別高額医療費共同事業拠出金	317,774	0.04	277,789	0.03	39,985	114.39	
4 保健事業費	3,491,868	0.42	3,306,586	0.41	185,282	105.60	健康診査費
5 公債費	22,125	0.00	21,362	0.00	763	103.57	一時借入金利息
6 諸支出金	132,572	0.02	153,732	0.02	△21,160	86.24	保険料還付金
7 予備費	1	0.00	7,371,526	0.91	△7,371,525	0.00	
歳出合計	835,865,172	100	813,735,107	100	22,130,065	102.72	

### 1 保険給付費

予算額は 831,893,180 千円で、主なものは、療養給付費、高額療養費です。前年度と比較し 29,296,720 千円の増となる主な理由は、被保険者数及び一人当たり医療費が増加したためです。

(内訳)

区分	平成31年度当初(案)	平成30年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	781,373,217	754,454,819	103.57
訪問看護療養費	10,218,092	8,752,930	116.74
特別療養費	1	1	100
移送費	100	100	100
高額療養費	35,056,699	34,406,165	101.89
高額介護合算療養費	1,092,890	997,037	109.61
審査支払手数料	1,445,581	1,364,008	105.98
葬祭費	2,706,600	2,621,400	103.25
合計	831,893,180	802,596,460	103.65

### 2 県財政安定化基金拠出金

予算額は 7,652 千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。前年度と同額となっております。

### 3 特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は 317,774 千円で、レセプト1件当たり 400 万円を超える医療費については、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の対象となっており、この事業に必要な額を拠出するものです。前年度と比較し 39,985 千円の増となっております。



4 保健事業費

予算額は3,491,868千円で、保健事業として健診事業を市町村に委託実施しており、その委託料を市町村に支払うものです。前年度と比較し185,282千円の増となっております。

5 公債費

予算額は22,125千円で、一時借入金に対する利子です。前年度と比較し763千円の増となっております。

6 諸支出金

予算額は132,572千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。前年度と比較し21,160千円の減となっております。

7 予備費

予算額は1千円としており、前年度と比較し7,371,525千円の減となっております。減となる理由は、2年間の財政運営期間において、初年度には、保険料を抑制するため2年間を通じて活用する剰余金を歳入の繰越金に計上していることから、歳入超過分が発生する仕組みとなっており、2年目に当たる平成31年度は歳入超過分が発生しないことによるものです。

